

国際会議出席旅費の支給に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第4条に基づき、海外で開催される会議等（以下「国際会議」という。）に本医学会が、会員を派遣する場合の旅費の支給について定めるものである。

(支給の対象会議)

第2条 支給の対象となる国際会議は以下のとおりとする。

- (1) リハビリテーション分野に関連する会議
- (2) その他理事長が必要と認めた国際会議

(支給の対象者)

第3条 支給の対象者は以下の者とする。

- (1) 本医学会を代表して出席する者
- (2) その他理事長が認めた者

(支給の範囲)

第4条 原則として往復航空賃及び滞在費の合計額を支給する。

- (1) 航空賃は、国内最寄りの国際空港から開催地最寄りの空港までとし、原則としてエコノミーディスカウント料金とする。
- (2) 滞在費は、1日につき18,000円とし、出席した会議日数に前後1日（計2日）を加えた日数を乗じた額とする。
- (3) 支給上限額は250,000円とする。
- (4) 旅費の支給は国際会議出席後とする。

(提出書類)

第5条 下記事項を記載した国際会議出席計画書及び添付資料を提出する。

- (1) 氏名・会議名・開催日時・開催地
- (2) 出席理由（目的等）
- (3) 添付資料（航空代理店発行の見積書・日程表）
- (4) 国際会議出席後に旅費請求書（航空賃の領収書添付）を提出する。

(支給の決定)

第6条 支給の決定は理事長が行い、理事会に報告する。

(支給の調整)

第7条 次に掲げる場合は、支給額の一部又は全部を支給しないことがある。

- (1) 他の機関等から支給されることにより、旅費の支給が重複することとなる場合
- (2) 本医学会の予算（国際会議出席旅費）が不足する場合

附 則

- 1 本内規は、平成8年4月1日より施行する。
- 2 本内規の施行に伴い「ISO 国際会議出席旅費の支給基準」（平成2年10月8日適用）は廃止する。

附 則

本内規は、平成9年3月15日より施行し、平成9年4月1日より適用する。

附 則

本内規は、平成26年11月29日より施行する。